

【川の駅特記事項】

- ※本配置は「例」であり配置位置を限定するものではない。
- ※提案による各施設の配置は、本配置「例」も参考としたうえでより良い提案を行うこと。
- ※事業区域（堤外地）の詳細な境界調査が必要な場合は、事業者により河川管理者への確認を行うこと。
- ※本範囲は、別途「かわまちづくり計画」を策定中であり、登録後速やかに市より情報提供を行う。
- ※事業区域のうち「赤字」部分は事業者で整備する必須施設である。
- ※国整備施設との連続性を踏まえた配置を行うこと。提案内容を、河川管理者と協議し詳細のレイアウトを決定していく。

【要求事項】

- ※親水機能を踏まえた施設を事業区域内で整備すること。配置は事業者提案に委ねる。
- ※事業者が整備を行うのは下記のとおり。なお、整備に当たっては河川管理者との協議が必要となる。詳細は要求水準書を確認すること。

- ①浮棧橋
- ②野芝
- ③防犯灯
- ④管理車両用駐車場
- ⑤水辺学習・体験施設
- ⑥洗い場
- ⑦ドックラン（道の駅ゾーンに配置する場合には必須ではない）
- ⑧休憩スポット
- ⑨川の駅ゾーンと展望デッキを結ぶアクセス通路
- ⑩自由提案（事業者の自由な提案により、来訪者の利便性や満足度を高めるための施設を設置することができる）

事業区域（「川の駅」ゾーン）



- 事業区域（「川の駅」ゾーン）
- 国整備施設
- 事業者必須整備施設

